

賃金引上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

NEWS 令和7年9月から制度を拡充！

- 対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- 最低賃金改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ + 設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の 賃上げ率の区分	助成額 (1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む**中小企業事業主**に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

助成上限額		
コース区分	基本部分	賃上げ 加算
業種別課題対応コース(※1)	25～ 550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～ 200万円	6～ 360万円 (※2)
勤務間インターバル導入コース	50～ 120万円	

活用のポイント 労働時間削減等の取組

(賃上げ) + 設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給の**賃金規定等**を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合助成します。

※一部の有期雇用労働者等の賃金を増額する場合には、その区分が雇用形態別または職種別、その他合理的な理由に基づき区分されている場合に限り、本助成コースの対象労働者と認められます。

有期雇用労働者等	有期雇用労働者	期間の定めのある労働契約を締結する労働者をいいます。
	無期雇用労働者	期間の定めのない労働契約を締結する労働者のうち、 通常の労働者 （正規雇用労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員および短時間正社員） <u>以外の者</u> （通常の労働者に適用される労働条件が適用されていないことが確認できる者）をいいます。

■ 支給額

	3 % 以上 4 % 未満	4 % 以上 5 % 未満	5 % 以上 6 % 未満	6 % 以上
中小企業	4万円	5万円	6万5,000円	7万円
大企業	2万6,000円	3万3,000円	4万3,000円	4万6,000円

？ 賃金規定等とは

※ 1人当たりの助成額

就業規則	例：第〇条（賃金） 契約社員およびパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める・・・
賃金規定	例：第〇条（賃金） 賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。 第〇条（基本給） 基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力および経験等に応じ、〇級：〇〇円、〇級：〇〇円とする
賃金一覧表	例：【等級別】1級：〇〇〇円、2級：〇〇〇円、3級：〇〇〇円 ※「等級（〇級）」の他、「見習い」、「一般」、「中堅」等の名称の区分でも可。

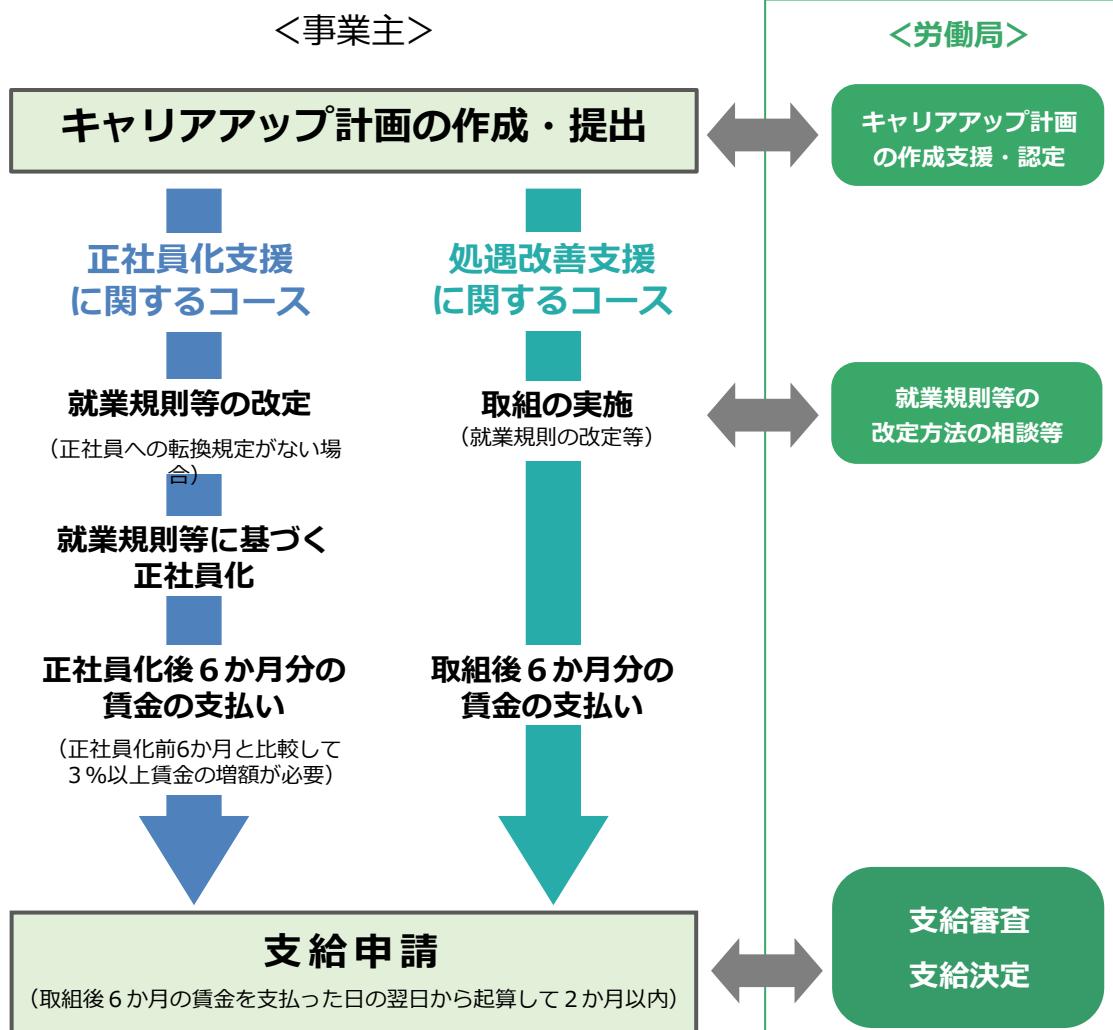
<賃金一覧表（時給換算の場合）>

等級	改定前時給	改定後時給
1	1,110円	1,150円
2	1,130円	1,170円
..
9	1,270円	1,310円
10	1,290円	1,330円



3%以上UP！

■キャリアアップ助成金の申請までの流れ



「キャリアアップ助成金」の活用に当たっては、各コースの実施日の前日までに
「キャリアアップ計画」の提出が必要です。

キャリアアップ助成金のご案内

1 事業の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といつたいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換、待遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

正社員化支援	コース名／コース内容
	正社員化コース 有期雇用労働者等を正社員転換（※） ※ 多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む ➤ 正社員転換後6か月間の賃金が正社員転換前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要
	障害者正社員化コース 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換

支給額（1人当たり）	
有期 → 正規：	【重点支援対象者※】 80万円 (60万円)
無期 → 正規：	【左記以外】 40万円 (30万円) 20万円 (15万円)
※ a : 届入れから3年以上の有期雇用労働者 b : 届入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下 ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c : 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者 ➤ 新規卒業者で雇入れから一定期間経過していない者については支給対象外 ➤ 有期雇用期間が通常5年超の者は無期雇用労働者とみなして適用	
上限人数：20人	
①有期 → 正規： 90万円 (67.5万円) ②有期 → 無期： 45万円 (33万円) ③無期 → 正規： 45万円 (33万円)	

加算措置等／加算額	
正社員化コース	
■通常の正社員転換制度を新たに規定し転換	<u>1事業所当たり</u> 20万円 (15万円)
■勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換	<u>1事業所当たり</u> 40万円 (30万円)



キャリアアップ助成金
パンフレット
(障害者正社員化コース以外)

待遇改善支援	賃金規定等改定コース
	有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用

① 3%以上 4%未満	4万円 (2.6万円)
② 4%以上 5%未満	5万円 (3.3万円)
③ 5%以上 6%未満	6.5万円 (4.3万円)
④ 6%以上	7万円 (4.6万円)
上限人数：100人	
1事業所当たり	60万円 (45万円)
1事業所当たり 1回のみ	

賃金規定等改定コース	
■「職務評価」の活用により実施	<u>1事業所当たり</u> 20万円 (15万円)
■昇給制度を新たに設けた場合	<u>1事業所当たり</u> 20万円 (15万円)



障害者正社員化コース
パンフレット

年収の登・支援強化パッケージ	賞与・退職金制度導入コース
	有期雇用労働者等を対象に賞与又は退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施

1事業所当たり	40万円 (30万円)
1事業所当たり 1回のみ	

賞与・退職金制度導入コース	
■両方を同時に導入した場合	<u>1事業所当たり</u> 16.8万円 (12.6万円)



年収の登・支援強化パッケージ	短時間労働者労働時間延長支援コース
	短時間労働者を新たに社会保険に適用となる際に、労働時間の延長等により労働者の収入を増加（令和7年7月開始）
	社会保険適用時待遇改善コース

小規模企業50万円、中小企業40万円、大企業30万円
※以下の週所定労働時間の延長、賃金の増額の要件等を満たした場合に支給5時間以上、4時間以上5時間未満かつ5%以上、3時間以上4時間未満かつ10%以上、2時間以上3時間未満かつ15%以上
令和8年3月31日までのコース (詳しくは助成金センターへお問い合わせください。)

※()は、大企業の場合の額。
 ※加算措置要件を満たした場合は、支給額+加算額を助成。
 ※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、①120万円(90万円)②③60万円(45万円)となる。
 ※上限人数は、1年度当たりの上限。記載がないコースは上限はない。



短時間労働者労働時間
延長支援コース
パンフレット